

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第8号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。			(名称, 位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称, 位置及び定員は, 次のとおりとする。		
名 称	位 置	定 員	名 称	位 置	定 員
略			略		
清音小学校区放課後児童クラブ 施設	総社市清音軽部 682 番地 1	<u>85 人</u>	清音小学校区放課後児童クラブ 施設	総社市清音軽部 682 番地 1	<u>50 人</u>
略			略		

附 則

この条例は, 令和5年4月1日から施行する。